

# 学校法人後藤学園役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(規 定 第 13 号)

(平成 2年 9月25日制定)(平成 3年 4月 1日改正)

(平成18年11月30日改正)(平成20年12月17日改正)

(令和 1年11月28日改正)

(目的)

第1条 この規程は、学校法人後藤学園(以下「この法人」という。)の寄附行為第7条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 理事 無報酬
- (3) 監事 報酬

第4条 理事及び監事の報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 別表2に定める額
- (3) 退職慰労金 「役員退職慰労金支給規程」  
に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月23日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)
  - (2) 賞与 毎年7月及び12月
  - (3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職し、理事会議決後1か月以内
- 2 役員に対する費用弁償は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、別表3の金額を支給する。
  - 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別表4、5、6に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 2年 9月25日公布。同日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3年 4月 1日改正。同日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月30日改正。同日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月17日改正。同日から施行する。

附 則

この規程は、令和1年11月28日に改正し、令和2年4月1日から施行する

別表 1

役 職 名	報 酬 の 月 額 ( 円 )	備 考
理 事 長	1, 000, 000	
理 事	0	
監 事	50, 000	

別表 2

役 職 名	報 酬 の 額	備 考
理 事 長	報酬月額 $\times$ 2.7か月分	
理 事	0	
監 事	0	

別表 3

事 項	費用弁償の額(円)	備 考
報酬が支給されている 役員及び常勤教職員 である役員	10, 000	
上記以外の役員	20, 000	

別表 4 (日帰り出張の日当)

区 分	5時間以上又は50km 以上	休 日 の 場 合
理 事	2, 000円	3, 000円

別表 5（普通旅費の宿泊費及び宿泊に伴う日当）

区 分	宿 泊 費（ 上 限 ）	日 当（ 平 日 ）	日 当（ 休 日 ）
理 事	15,000円	5,000円	6,000円

1 前日の夜間（18時以降）に出発し翌朝到着した場合の日当は、一律に 3,000円

別表 6（海外出張に伴う日当及び食費補助）

区 分	日 当	食 費 の 補 助	
		昼	夜
理 事	10,000円	1,000円	1,500円